



## 木材関連産業10団体が、東日本大震災復興に向けた 助成枠の拡大を求め要望書を提出!!

(社)全国木工機械工業会(東京都港区芝公園三一五―八 機械振興会館、橋本恭典会長、☎〇三―三四三三―六五二一)の原口博光副会長(日新興産(株)社長)を中心とした木材関連産業一〇団体により、住宅政策ならびに東日本大震災の復興に欠かせない補助枠を要請する陳情活動が、政府与野党に対して行なわれた。

一三項目から成る要望書は、去る平成二三年九月二一日に、民主党副幹事長農水担当(前農水副大臣) 衆議院議員 篠原孝氏、民主党政調会長代理(元国交副大臣) 衆議院議員 三井雄氏、民主党企業団体対策委員長(前国交副大臣) 参議院議員 池口修次氏に手渡された(同行された方々々々日本合板工業組合連合会専務理事 川喜多進氏、日本繊維板工業会専務理事 瀧川充朗氏、(社)全国木工機械工業会 副会長 広報委員長 原口博光氏、同専務理事 雨宮禮一氏)。更に九月二六日には、農林水産大臣政務官 衆議院議員 森本哲夫氏へと提出され(同行された方々々々川喜多進氏(前出)、瀧川充朗氏(前出)、日本合板商業組合事務局長 伊藤洋一氏、原口博光氏(前出)、

雨宮禮一氏(前出)、その後も民主党経済産業委員長 吉田おさむ氏、更には、自民党・公明党の農水、金融担当の幹部へも要望書が手渡された。

☆ ☆

「今回の陳情活動は、東日本大震災の復興策を柱とした第三次補正予算案に対して大々的に動いた」との言葉から、原口博光副委員長は説明を始めた。

民主党政権が変わって以来、政府主導の産業政策は「国産材自給率五〇%」を謳っており、その背景にはCO2削減問題が横たわっている。古くはアメリカのアポロ計画から、各国で急激に成長した第三代移動体通信事業やIT産業などまで、全てが国策により資金が投入されグローバル産業の中で育てられ成功したものの。現政府は「自給率五〇%」と言いつつも、「補助から融資へ」と大きな流れを変化させ、実際に林野庁の予算も一〇分の一に削減されている。国策として目標を掲げた以上、そこには資金の投与がなされなければ政策の実現には至らないことは明らか。木材産業界にとって、これから震災復興を目指していく中で、

ユーザーだけでなく機械業界にとって更に厳しい状況になる。木材産業界は更に厳しい立場に置かれることになる、と。今回の陳情活動は、正にそのようなひっ迫した現状を訴えるものとなった。

要望は、東日本大震災にて被災、被害に遭われた方々へのお見舞いを含め、災害等に対して早急に対応すべき問題の数々がまず取り上げられた。つまり、①生活の場としての住宅、②生きていくための職、③エネルギー問題、これら三点を軸とする内容となっている。

住宅政策に関しては、長期優良住宅フラット35の利率引下げ、住宅エコポイントの復活など、既に実施が決定した案件もあるが、住宅の省エネルギー化、太陽光・風力など自然エネルギー事業の速やかな普及、スマートグリッド化に対する税制優遇、環境配慮型木造住宅部材加工の効率的な製造設備に対する助成拡大などが要望された。中でも《住宅消費税の廃止》に関しては、来る復興財源の一つとして考えられている消費税増税時に課題となると考えられ、更に《二戸目の

住宅取得に対する生前贈与非課税枠の適用》にも、カントリーリスク回避の手段の一つとして理解が示された。

また、東日本大震災で大きなダメージを受けた合板・繊維板業界からは、復興のための助成枠制度が強く求められた。

震災・津波により日本の合板製造の約三〇%が生産不能に陥り、住宅産業界に多大な影響を及ぼした事態は、早急に解決すべき問題と捉えられている。しかし、現行の助成制度は、森林を所有する企業にしか適用されず、被害の大きかった合板工場など加工業者は該当しない。それ故、加工業者へも助成枠を拡大する必要性が説かれている。

この件に関して、日合連専務理事の川喜多進氏は、合板業界としての強い要望の背景を「三次補正予算への期待が高まる中、被災三県を対象にした補助事業では、瓦礫の処理や丸太の活用など広範囲で考えるべき問題には対応できない。対象事業も絞られており、この補助事業の延長と全国レベルでの拡大を強く訴えた。補助額も国から二分の一、県から四分の一の負担を要請した」と、述べていた。

以上のように、今回の要望は、未曾有の大災害から木材関連産業界がいかにか立ち直ることができるか、そのための政策実施を切に訴える内容となった。民主党政権に移ってから三度目の陳情活動となるが、住宅エコポイント制度導入や国産材の利用促進など、国策として新たな展開

はいつか実現されている。政権において、木材産業界からの要望は緊急性を孕んでいる、との認識は得られているようだ。

一方で、民主党政権には政策と現場との間にミスマッチが見られることは確かであり、制度の脆弱な部分を強化させるべく、木材産業界の意思はこれからも訴えられ続けていくのだろう。

〔陳情に賛同された一〇団体（順不同）〕

(社)全国木工機械工業会（橋本恭典 会長）、日本合板工業組合連合会（井上篤博 会長）、日本合板商業組合（吉田繁 理事長）、日本繊維維板工業会（澤木良次 会長）、日本機械鋸・刃物工業会（庄子公佑 理事長）、日本木造住宅耐震袖強事業者協同組合（小野秀男 理事長）、全国建具組合連合会（上中節彦 会長）、(社)日本家具産業振興会（加藤知成 会長）、東京都家具工業組合（山口千絵子 理事長）、全日本木工機械商業組合（福本豊彦 理事長）



▲左から、瀧川充朗氏、川喜多 進氏、農林水産大臣政務官の森本哲夫氏、原口博光氏、伊藤洋一氏、雨宮禮一氏



▲要望書提出の様子。左から、雨宮禮一氏、瀧川充朗氏、原口博光氏、民主党副幹事長農水担当の篠原 孝氏、民主党政調会長代理の三井辦雄氏、民主党企業団体対策委員長の池口修次氏、川喜多 進氏



▲自民党元幹事長の武部 勤氏(左から2人目)へも要望書を提出



▲公明党議長の太田昭宏氏(右から3人目)、公明党政調会副会長農水部会長の石田祝稔氏(右から2人目)へ要望書提出

## 内需の柱としての住宅政策及び林業・木材関連産業政策の提案

はじめに、東日本大震災の被災者の皆様にお見舞い申し上げます。また、亡くなられた多くの方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

一九四五年度の敗戦後、廃墟となった国土の復興を成し遂げた日本。この度の大震災・大津波・原発事故の被害はストックとフローの双方で阪神大震災の三倍以上の規模といわれている。

今回の大震災により、生活する場としての「住宅」、生きるための「食」、エネルギーとしての「電力」が未曾有の毀損を被った。

「住宅」「食」「電力」に関して、抜本的対策が早急に実施されないと、国内市場が縮小し、生産体制が崩壊し、雇用が縮小する従来に例を見ない空洞化現象が生じることになる。

日本経済を長期停滞から成長軌道へ復帰させる二〇〇〇年に一度の機会である。政府主導の産業政策（住宅、農林水産、エネルギー）はその国の産源の成長力や競争力と雇用に多大に貢献することになる。

特に、低炭素社会への円滑な移行が国の重要政策となつている中で、国産材の利用促進による地球温暖化防止及び地域経済の活性化による雇用の安定・増大のため、我が国林業・木材産業の長期的、持続的発展という新たな視点から以下の対策を要望致しますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

### 1 内需の柱としての住宅政策

東日本大震災による被災地での復旧・復興、住宅の補修・建替え住宅へ、全額補助金支給による早期復旧・復興を図る。

木造住宅をはじめとする新設住宅着工及び耐震、省エネ等住宅リフォームの増大のための、大胆かつ抜本的な補助、金融、税制措置を講

じていただきたい。

① 長期優良化住宅や耐震補強・省エネルギー設備リフォーム等に対し、税制・金融・補助事業拡充による住宅建設促進策の拡充

◎フラット35S（優良住宅取得支援制度）の金利引き下げ拡大、（年率二〇％の引き下げ）の期間延長

◎住宅エコポイントの延長・拡充

◎住宅ローン税制の延長・拡充

◎長期優良住宅促進事業の充実

◎住宅に係る消費税の廃止

② 住宅取得に関する、生前贈与・非課税枠の金額（二五〇〇万円）を三五〇〇万円（平成十五年）創設時に戻す

親世代が子世代に対し、本施策により非課税で贈与が可能であると、二世帯住宅を含め子世代の住宅取得が容易となることから、減少了した住宅建設が一段と進むと考えられる。

③ 住宅の省エネルギー化及びスマートグリッド化による独立型電気活用システムに対する税制・補助事業の拡充

◎太陽光発電設備、風力発電設備、家庭用蓄電池等の設備並びに活用システムに対する補助事業により早期普及を行う。

④ 新耐震基準以前に建築された住宅の建替に関する減税措置

社会資本の整備は台風、地震国として、国民の安全性、防災性、耐震性の見地から税制の優遇があつてしかるべきである。

安全・安心の社会資本整備の見地から、一九八二年新耐震法以前に建築された住宅の建替を積極的に推進し、阪神淡路大震災で死傷

者の八〇％が新耐震法以前の古い合法木造住宅倒壊によつて引き起こされた惨事を二度と繰り返さない政策が望まれる。

◎新耐震法施工以前の住宅建替三分の一補助金

⑤ 環境配慮木造住宅部材加工の効率的な製造設備の整備・廃棄・新設への助成制度の創設

耐震・耐火・耐久・防災・安全の長期優良住宅の建設促進のため、木造枠組壁工法部材加工工場（コンポーネント工場）及び軸組工法（在来工法のプレカット工場）の製造設備の整備・新設等（等には、設備廃棄を含む）に対する新たな助成制度を創設する。

CO<sub>2</sub>排出二五％削減の達成と内需拡大による雇用創出を国是とするのであれば、長期優良住宅・建物の振興を図るに当つて、国産材、輸入材に関わらず、その基盤整備として、木材産業の国内製造・加工設備機械の一層のコンピュータ化を推進し、製造・加工の国内回帰を図る内需拡大策の抜本的取組が不可欠である。また、そのための既存設備の廃棄のための補助制度も不可欠である。

◎枠組壁工法・軸組工法の部材加工機械補助率を二分の一とする。

⑥ 耐震補強に関する、耐震工事金額の半額補助金を実施

全国世帯数の九五％以上が耐震補強住宅となる国の施策の実現が、本施策により早まると考えられます。

⑦ 二戸目の住宅取得にも生前贈与の非課税枠適用

時間を移動する事によつて、もう一つの風土という空間を享受する精神的豊かさが人間性を育み、文化や伝統の調和されたコミュニティが形成される。都市の生活と田舎の生活を共に手にする事が出来る。

世界一の金融資産を動かす仕組みが閉塞した現時の日本には必要である。

### 2 林業・木材関連産業政策

このたびの大震災においては、宮城県石巻市、岩手県宮古市、同大船渡市の三市に立地する合板、単板企業八社が被災しており、その生産量は我が国の合板生産量の約三〇％程度となる。

我が国の合板等木材産業としては、仮設住宅の建設等の復旧活動や未来にわたる優良な住宅資産の形成、公共建築物等の木材利用の促進に不可欠な資材である国産合板等の木材製品を安定的に供給していくことを木材産業界の総意として取り組んできた。

被災企業においては、第二次補正予算等を活用して生産ラインを再整備し、七月下旬から地域の間伐材等を使用した生産・出荷を順次再開しており心より御礼申し上げます。

しかしながら、復興の基礎的資材となる合板等の安定供給はもとより、間伐等の森林整備の推進、地域経済の活性化、雇用の確保・増大そして木質瓦礫の処理・有効利用等のため、ひいては「森林・林業基本計画」の木材自給率五〇％の目標達成のためには、本格的な合板等の生産施設の整備と国産材を使用した木材製品の需要拡大が不可欠である。

また、木材産業としては、地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>排出削減）を進めていく上で、炭素固定に資する木材利用を推進するための助成制度の創設を要望する。

木材は重量の半分が炭素で、燃えるか、腐朽しない限り炭酸ガス（CO<sub>2</sub>）は発生しない。この木材の特徴を利用してはいる木材・木材関連製品（合板・繊維板・集成材・木質ボード、木製家具・建具、製材等々）は常に炭素を保有し、商品としてある限り、炭酸ガスを放出しない。

木造住宅・建物はあらゆる木材、木材関連製品の集合体。最近行われたLCA（ライフサイクル評価）では、木造、鉄骨造、コンクリート造の住宅の環境に対する影響を比較し、材料の生産と建設において、鉄骨造の場合は三六％、コンクリート造の場合は三三％も、木造に比べて温室効果ガスの排出量が多いと報告されている。

また、林業経営活動による森林吸収源対策として、森林整備・保全の推進が必要である事は論を待たないところである。健全な森林が健全な河川を維持し、豊穡の海を育んでおり、このサイクルが日本の直面しているCO<sub>2</sub>排出削減と食の安全・白給率向上に貢献する事になると確信する。

日本は、二〇二〇年までに炭酸ガス排出量を一九九〇年比二五％削減するという国際協約を発表しているが、このような中で今後、一〇年間で国産材自給率五〇％とすることを目標とした「森林・林業再生プラン」が取り纏められ、この達成のため、公共建築物等の木材利用促進に関する法律が制定・施行され、更に、森林法の改正及び森林・林業基本計画の見直しが行われた。

これらの施策の推進に当たっては、是非とも合板、製材等の国産材（地域材）の利用促進を明確に位置付けて頂き、我が国林業・木材産業の長期的、持続的発展という観点から以下の対策を要望したい。

⑧「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しと事業期間の延長による合板、住宅部材加工機械等の木材産業設備機械の再整備への高率助成。（第三次補正予算関連）

◎地域材を活用する我が国合板等木材産業は、日本の森林再生の翼を担うとともに地域林業の振興と雇用の確保を通じて地域経済の発展に貢献している地元密着型の産業である。被災

した企業が再び立ち上がるため、生産ライン等生産設備の再整備及び木質瓦礫の処理・有効活用を行う関連施設の整備にあたり、平成三三年度の第三次補正予算において、高率補助率（四分の三）の助成措置を要望する。

この場合、合板等製造用の原料丸太の需給の安定や木質瓦礫の効率的処理、被災者の雇用確保等の観点からは、被災した三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず、隣県等広域的な連携・協力が重要である。このため、三次補正予算においては被災三県のみを対象とした補助事業ではなく、隣県を中心とした広域的な助成を可能とする「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しと事業期間の延長が不可欠である。

また、平成三三年度次補正予算事業の「災害復旧関係資金利子助成事業」の農林漁業施設資金については、実質的に無利子、無担保、無保証貸付けとなっており、被災した企業が融資を受ける場合、基本的に森林を所有していることが必要とされており、森林を所有しない被災企業（木材産業者）でも、日本政策金融公庫から無利子、無担保、無保証の貸付けを受けられるよう条件改定を強く要望する。

⑨被災企業に対する「震災損失の繰り戻しによる法人税額の還付の特例」に係る繰り戻し期間の拡大について

平成一九年の改正建築基準法、平成二〇年のリーマンショック等により新設住宅着工戸数は平成二八年の二九万戸から、平成二二年には七八万戸にまで急減した。住宅建設が需要の八割以上を占める木材産業にとって、極めて厳しい経営環境となっており、今回の特例措置の恩恵を受けられないことから、一〇〇〇年に一度と言われる大震災であり、また、繰り越し損失の相殺も七年であること等に鑑みて、この繰り戻し期間を五年から七年程度に拡大して

頂くようお願い申し上げます。  
被災復興の再建は地域経済の復興、雇用の創出、そして、重要な復興資材の安定的供給の要となるものである。

⑩地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>削減）のための新たな税制の創設

◎炭素固定に資する木材利用を推進するための税制上の優遇措置を講ずること。  
◎平成三三年度からの導入が検討されている「地球温暖化対策のための税」につきましては、間伐等の森林吸収源対策や木材の需要拡大等森林・林業・木材産業の発展のために使用されること。

⑪国産材（地域材）の需要拡大施策の推進

◎国（国土交通省、農林水産省等）及び都道府県等が行う「地域材」を活用した住宅などの木造建築の促進のための、各種の補助事業や利子助成等の支援事業について、その実施要領、仕様、採択要件に製材等の軸組材のみならず、合板等の構造用面材を含めた「地域材を活用した関連製品」の明記による事業対象化。  
◎マテリアル利用を優先したカスケード型の木材利用を基本とした森林資源の有効活用。

3 緊急経済対策の提案

四年連続で増加し平成一八年度は三二万五二四六戸と回復基調にあった新設住宅着工数は、平成一九年度には二六万七四一戸へと大幅に減少した。平成二二年度は七八万八四〇戸と激減し、急激な環境の変化等により低迷。建築関連中小企業にとって厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、今般、従来のセーフティネットの概念を超える保証制度の期間限

定支援としての「緊急保証制度」が創設され、強力な金融支援策が講じられたことに深く感謝申し上げます。

⑫中小企業に対する運転資金の貸出継続と業界縮小による取引量の減少に伴い約定返済の繰り延べ措置を受けている企業に対して「震災対応資金特別融資」の受付措置  
繰り延べ措置を申請し、現在継続中の企業への資金繰り支援に対し、保証協会は貸出禁止中であるが、現時の大震災に対して、準備した「震災対応資金特別融資」の緊急救済措置を要望する。

⑬法人の負担軽減

グローバル化によるメガコンベンションの時代にあつて、国際競争力の観点からも法人税の恒久的な軽減を要望する。  
成長戦略の観点から内需拡大と雇用創出、企業の環境改善、設備投資創出、従業員のベータアップ、等々の見地から中長期的な内需拡大を図って載きたい。

世界の法人税率は、韓国二四・二％、デンマーク二五・〇％、スイス二五・九％、フィンランド二六・〇％、スウェーデン二六・三％、イタリア二七・五％、イギリス二八・〇％、ノルウェー二八・〇％、ドイツ三〇・二八％、カナダ三三・三％、日本三九・五四％。

上記の通り日本が最も高く、税制、労働政策、為替で日本企業は窮地に立たされ、競争力の低下で雇用が減り、税収が激減する悪循環に陥っている。  
◎実効税率三〇％へ引下げ。課税ベース拡大厳禁。

以上、二三項目について、ご検討の上、是非実現されん事を要望いたします。

以上